

古河市告示第281号

古河市女性人材バンク登録事業実施要綱を次のように定める。

令和7年10月3日

古河市長 針 谷 力

古河市女性人材バンク登録事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、政策決定過程への女性の参画を推進するため、各専門分野において識見、経験等を有する女性に係る情報を古河市女性人材バンク（以下「女性人材バンク」という。）として登録し、当該情報の利用及び他の実施機関への適切な提供により審議会等への女性委員の積極的登用を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 審議会等 地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令等若しくは条例の規定により本市が設置する附属機関又は規則等の規定により学識経験者、市民等の意見を求め、これを本市の施策等に反映させるために本市が設置する審議会、委員会、協議会等をいう。
- (2) 委員等 審議会等の組織を構成する者をいう。
- (3) 他の実施機関 古河市個人情報保護条例（令和5年条例第3号）第2条第1項に定める実施機関（市長を除く。）及び議会をいう。

(登録の対象者)

第3条 女性人材バンクに登録できる者は、市内に在住、在勤又は在学する18歳以上の女性であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の職員で非常勤のもの及び同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）、地方公共団体の議会の議員及び国會議員でない者
- (2) 次のア又はイのいずれかに該当する者
 - ア 市政に関心があり、委員等として活動する意欲がある者

イ 各分野において、専門的な知識、活動実績又は資格を有する者
(登録の申請等)

第4条 女性人材バンクへの登録を希望する者（以下「申請者」という。）
は、女性人材バンク登録申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査した上で女性人材バンクに登録するか否かを決定し、その結果を女性人材バンク登録承認（不承認）通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。
(台帳の登録)

第5条 市長は、前条第2項の規定により申請者を女性人材バンクに登録することを決定したときは、女性人材バンク登録台帳（様式第3号。以下「登録台帳」という。）に当該申請者に関する必要事項を登録するものとする。
(登録内容の変更)

第6条 前条の規定により登録台帳に登録された者（以下「被登録者」という。）は、登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに女性人材バンク登録変更届出書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。
(登録期間)

第7条 女性人材バンクの登録期間は、登録した日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日までとする。
(登録期間の延長)

第8条 被登録者が引き続き登録を受けようとするときは、登録期間の満了の日の前日までに、女性人材バンク登録期間延長申請書（様式第5号）により市長に登録期間の延長を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を女性人材バンク登録期間延長承認（不承認）通知書（様式第6号）により被登録者に通知するものとする。

3 延長する登録期間は、登録期間の満了の日の翌日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日までとする。
(登録の抹消)

第9条 被登録者は、登録を抹消しようとするときは、女性人材バンク登録抹消申出書（様式第7号）により市長に申し出なければならない。

2 市長は、被登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、被登録者の

情報を抹消するものとする。

- (1) 第3条の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 前項の規定による申出があったとき。
- (3) 登録期間が満了したとき。
- (4) 心身の故障のため、職務を行うことができないと認めるとき。
- (5) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被登録者として不適当と認める事実があったとき。

3 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、女性人材バンク登録抹消通知（様式第8号）により被登録者に通知するものとする。

（登録台帳の管理等）

第10条 登録台帳の管理その他女性人材バンクに係る事務処理は、男女共同参画主管課長が行うものとする。

2 市長は、登録台帳の情報を委員等の選出以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

（登録台帳の閲覧等）

第11条 委員等を選出しようとする課等の長は、登録台帳の情報の閲覧又は写しの交付（以下「閲覧等」という。）を求めるときは、女性人材バンク登録台帳閲覧等申請書（様式第9号）により男女共同参画主管課長に申請しなければならない。

2 男女共同参画主管課長は、前項の申請があったときは、その内容を審査した上で、閲覧等を許可するか否かを決定し、その結果を女性人材バンク登録台帳閲覧等許可（不許可）決定通知書（様式第10号）により当該申請者に通知するものとする。

3 前項の許可を受けた者は、登録台帳の情報を委員等の選出以外の目的で使用してはならない。

4 第2項の許可を受けた者は、被登録者が審議会等の委員等に出されたときは、その旨を速やかに男女共同参画主管課長に報告するものとする。

5 前各項の規定は、登録台帳の情報を他の実施機関へ提供する場合に準用する。この場合において、第1項中「課等の長」とあるのは「他の実施機関の長」と、「男女共同参画主管課長に」とあるのは「市長に」と、第2項及び前項中「男女共同参画主管課長」とあるのは「市長」と読み替える

ものとする。

(補則)

第 1 2 条 この告示に定めるもののほか、女性人材バンクの運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年10月 3 日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

（表）

年 月 日

古河市長 宛て

女性人材バンク登録申請書

古河市女性人材バンク登録事業実施要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき、女性人材バンクへの登録を申請します。

また、女性人材バンクへの登録の対象者に該当するか審査すること及び登録完了後、以下の情報を利用し、及び他の実施機関に提供することについて同意します。

氏 名			生年月日	
住 所				
連 絡 先 等	電 話 番 号		FAX 番 号	
	E-Mail			
勤 務 先 ・ 学 校 名	名 称			
	住 所			
	電 話 番 号			
登 録 分 野 (当てはまる分野全てに☐をお願いします。)	総 務 企 画	☐ まちづくり ☐ 市民協働 ☐ 行財政 ☐ 防災・安全 ☐ 男女共同参画		
	生 活 福 祉	☐ 環境保全 ☐ 福祉 ☐ 子育て ☐ 健康 ☐ 医療		
	経 済 土 木	☐ 農業 ☐ 商工業・観光 ☐ 都市計画 ☐ 上下水道		
	教 育 文 化	☐ 教育 ☐ 生涯学習 ☐ 芸術・文化		
	そ の 他	☐ その他 ()		
主 に 活 動 で き る 曜 日 及 び 時 間	曜 日	☐ 月曜日から金曜日 ☐ 土曜日 ☐ 日曜日		
	時 間	(午前 ・ 午後 時) から (午前 ・ 午後 時) まで		

(裏)

経 験	(公的な審議会、委員会、検討会等での委員就任歴、現在の就任等がありましたら御記入ください。)
資 格 等	(資格、職名、職歴等で参考になるものがありましたら御記入ください。)
そ の 他	(自己PRなど御記入ください。)

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

古河市長



女性人材バンク登録承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった女性人材バンクの登録について、次のとおり決定したので、古河市女性人材バンク登録事業実施要綱第4条第2項の規定に基づき通知します。

1 承認に係る事項

登 録 番 号	
登 録 分 野	
登 録 日	年 月 日
登 録 期 間	登録の日から 年 月 日まで

2 不承認に係る事項

理 由	
-----	--

備考

- (1) 登録承認を受けた内容に変更が生じた場合は、女性人材バンク登録変更届出書に変更内容を記載して届け出てください。
- (2) 登録期間の満了後も引き続き登録承認を受けようとする場合は、登録期間の満了の日の前日までに、女性人材バンク登録期間延長申請書により登録期間の延長を申請してください。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、当該登録情報を抹消します。

- ア 女性人材バンク登録の対象者に該当しなくなったとき。
- イ 女性人材バンク登録の抹消申出があったとき。
- ウ 登録期間が満了したとき。
- エ 心身の故障のため、職務を行うことができないと市長が認めるとき。
- オ 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- カ 被登録者として不適当と市長が認める事実があったとき。

様式第3号（第5条関係）

女性人材バンク登録台帳

[illegible]

様式第 4 号（第 6 条関係）

年 月 日

古河市長 宛て

被登録者氏名

女性人材バンク登録変更届出書

女性人材バンク登録に係る事項に変更が生じたので、古河市女性人材バンク登録事業実施要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

変 更 内 容	
---------	--

様式第 5 号（第 8 条関係）

年 月 日

古河市長 宛て

被登録者氏名

女性人材バンク登録期間延長申請書

女性人材バンクの登録期間を延長したいので、古河市女性人材バンク登録事業実施要綱第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり申請します。

登 録 番 号	
---------	--

様式第 6 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

古河市長



女性人材バンク登録期間延長承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった女性人材バンク登録期間の延長について、次のとおり決定したので古河市女性人材バンク登録事業実施要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき通知します。

1 承認に係る事項

延 長 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
---------	-----------------

2 不承認に係る事項

理 由	
-----	--

様式第 7 号（第 9 条関係）

年 月 日

古河市長 宛て

被登録者氏名

女性人材バンク登録抹消申出書

女性人材バンクの登録を抹消したいので、古河市女性人材バンク登録事業実施要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

登 録 番 号	
登 録 抹 消 の 理 由	

様式第 8 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

古河市長



女性人材バンク登録抹消通知書

女性人材バンクの登録を抹消したので、古河市女性人材バンク登録事業実施要綱第 9 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり通知します。

登 録 番 号	
登 録 抹 消 の 期 日	年 月 日
登 録 抹 消 の 理 由	

様式第 9 号（第11条関係）

（その 1）

年 月 日

男女共同参画主管課長 宛て

課長

女性人材バンク登録台帳閲覧等申請書

女性人材バンク登録台帳の情報の閲覧等について、古河市女性人材バンク登録事業実施要綱第11条第 1 項の規定に基づき、次のとおり申請します。

委員等を選出しようとする審議会等の名称	
閲覧等の期日	年 月 日
提供の方法	閲覧 ・ 写しの交付 ・ 両方
担当者職氏名	
備考	

(その2)

年 月 日

古河市長 宛て

実施機関の長

女性人材バンク登録台帳閲覧等申請書

女性人材バンク登録台帳の情報の閲覧等について、古河市女性人材バンク登録事業実施要綱第11条第5項の規定により準用する同条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

委員等を選出しようとする審議会等の名称	
閲覧等の期日	年 月 日
提供の方法	閲覧 ・ 写しの交付 ・ 両方
担当者職氏名	
備考	

様式第 1 0 号（第11条関係）

（その 1）

様

男女共同参画主管課長

女性人材バンク登録台帳閲覧等許可（不許可）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった女性人材バンク登録台帳の閲覧等について、次のとおり決定したので、古河市女性人材バンク登録事業実施要綱第11条第2項の規定に基づき通知します。

1 許可に係る事項

委員等を選出しようとする審議会等の名称	
閲覧等の期日	年 月 日
提供の方法	閲覧 ・ 写しの交付 ・ 両方
担当者職氏名	
備考	

2 不許可に係る事項

理由	
----	--

(その2)

第 号
年 月 日

様

古河市長 印

女性人材バンク登録台帳閲覧等許可（不許可）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった女性人材バンク登録台帳の閲覧等について、次のとおり決定したので、古河市女性人材バンク登録事業実施要綱第11条第5項の規定により準用する同条第2項の規定に基づき通知します。

1 許可に係る事項

委員等を選出しようとする審議会等の名称	
閲覧等の期日	年 月 日
提供の方法	閲覧 ・ 写しの交付 ・ 両方
担当者職氏名	
備考	

2 不許可に係る事項

理由	
----	--